

資料 4 新湊地区で発生した濁りに伴う 上下水道料金の減額及び損害補償について

5月20日(木)に新湊地区で発生した水道水の濁りにより、次のとおり上下水道料金の減額及び補償を行います。

1 上下水道料金の減額

濁りが解消するまで放水していただいた水量相当額については、影響のあった地区を選定し、過去の実績等から5 m³相当額を一律に減額させていただきます。

なお、今回検針水量が5 m³以下の場合には対象外となります。

◆5 m³相当額

一般水栓

水道料金	187 円×5 m ³ =	935 円	
下水道使用料	165 円×5 m ³ =	825 円	合計 1,760 円

大口径水栓(用途一般用のうち口径 30mm 以上)

水道料金	231 円×5 m ³ =	1,155 円	
下水道使用料	165 円×5 m ³ =	825 円	合計 1,980 円

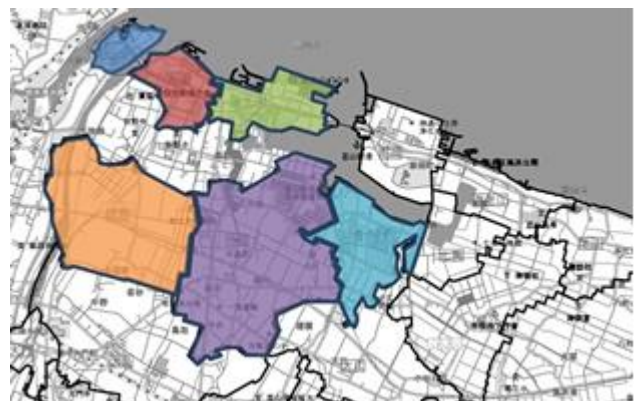
※ 下水道に接続されていない場合は水道料金のみを対象となります。

◆対象地区

6 地区

- ・庄西、新湊、放生津、作道、塚原、片口
(詳細は次頁参照)

【対象水栓数 約 9,700 栓】



対象地区の水栓所在地

【庄西】

庄西町一丁目、庄西町二丁目

【放生津】

放生津町、中央町、立町、八幡町一丁目～三丁目、中新湊、二の丸町、越の潟町、海王町

【新湊】

放生津町、港町、庄川本町、本町一丁目～三丁目、中央町、桜町、西新湊、三日曾根、善光寺、緑町

【塚原】

寺塚原、沖塚原、坂東、朴木、川口、宮袋、松木

【作道】

作道、鏡宮、野村、沖、久々湊、津幡江、殿村、今井、高木、布目、神楽町、鏡宮弥生一丁目～二丁目、奈呉の江

【片口】

片口、片口高場、片口久々江、新片町一丁目～五丁目、新堀、高場新町一丁目～四丁目

2 濁り水を原因とする損害補償

濁り水による機器類の損壊や飲食店等の休業補償等については、個別に対応させていただきますので、損害の内容に応じて次の担当課へご連絡ください。

◆機器類の補償 上水道工務課 0766-84-9645

◆営業・休業補償 上下水道業務課 0766-84-9641